

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220517	有限会社藤村小型運送(法人番号8400002002938) 代表者藤村幸雄	岩手県盛岡市湯沢16地割15番地4	本社営業所	岩手県盛岡市湯沢16地割15番地4	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和4年5月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	0	0
20220519	有限会社 前田商事(法人番号1380002026005) 代表者前田幹夫	福島県いわき市常盤西郷町銭田104番地の12	本社営業所	福島県いわき市常盤西郷町銭田104番地の12	輸送施設の使用停止(65日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2項及び法第17条第4項	令和3年6月29日及び8月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「規則」)第6条第1項第1号)、(2)必要な員数の運転者の確保違反(安全規則第3条第1項、第2項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第48条【未実施1回×2両】)、(5)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第48条【未実施2回×3両】)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7
20220520	有限会社 良光運送(法人番号2370802001875) 代表者阿部繁	宮城県亶理郡亶理町逢隈牛袋字西河原30番地5	本店営業所	宮城県亶理郡亶理町逢隈牛袋字西河原30番地5	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和3年5月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条【記録なし】)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条【一部保存なし】)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)指導監督告示による運転者に対する運転適性診断義務違反(安全規則第10条第2項)	16	16

20220524	北部貨物自動車株式会社 (法人番号 2400001007786) 代表者千葉功	岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割 字山屋120番地1	本社営業所	岩手県九戸郡九戸村大字山屋第3地割字山屋 120番地1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文 書警告	法第17条第1項1 号、法第17条第4項	令和3年7月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9
20220525	株式会社丸善配送 (法人番号 9420002008783) 代表者石黒善男	青森県八戸市大字市川町字長者久保1 番地25	盛岡営業所	岩手県盛岡市羽場10 地割100番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文 書警告	法第17条第4項	令和3年12月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(2)初任運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	1	7
20220525	有限会社セントラルエキス レス (法人番号 4380002010344) 代表者添田義勝	福島県郡山市田村町上行合字北川田 48番地2	本社営業所	福島県郡山市田村町上行合字北川田48番地 2、48番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項1 号、法第17条第4項	令和3年11月9日及び26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。